

広島海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成二十五年四月十九日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によつて縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

広島海区漁業調整委員会

会長 山 本 正 直

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成二十五年四月二日午後二時	広島市中区基町一〇五二 広島海区漁業調整委員会委員室	西部・東部農林水産事務所管内追加分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成二十五年九月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

共同漁業権 免許の日から平成三十五年八月三十一日まで

区画漁業権 免許の日から平成三十年八月三十一日まで

3 免許予定日

平成二十五年九月一日

4 申請期間

告示の日から二か月以内

5 関係地区又は地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成二十五年四月十一日から同年四月十九日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇五二 広島海区漁業調整委員会事務局内	(〇八二)五三 五二七二
広島市中区基町一〇五二 西部農林水産事務所水産課内	(〇八二)三三八 二二二二 内線五四二二

呉市西中央一丁目三 二五 西部農林水産事務所水産第一課内	(〇八三)二三二 五四〇〇 内線 二五四二
福山市三吉町一丁目一 東部農林水産事務所水産課内	(〇八四)九二二 一三三一一 内線 二五四二